

公園猫適正管理推進サポーター制度

について



公園猫適正管理推進サポーター(猫サポーター) 制度に、
ご理解・ご協力をお願いします！

公園猫適正管理推進サポーター(猫サポーター)

制度に、ご理解・ご協力をお願いします。



猫サポーター制度とは…

猫に起因する様々な問題の予防や解決を図るため、行政と市民との協働のもと、不妊去勢手術の実施やルールに沿って適正管理をすることで、公園に生息する飼い主のいない猫(公園猫)の数を増やさないようにしながら見守る活動です。



猫サポーターの活動について

1. 不妊去勢手術の実施

1匹でも繁殖可能な猫がいると、その公園内では他に繁殖できる猫がいなくても、公園の外から来た猫によって繁殖が起こる可能性があります。繁殖を防ぎながら徐々に数を減らす方法であるため、成果を実感するには期間が必要です!

2. 公園猫の飼養管理(ルールに沿ったエサやり)

毎日、猫へのエサやりをします。



3. 活動場所の周辺清掃

食べ残しにより公園を汚損したり、管理していない猫やその他の動物がエサを食べてしまわないよう、猫がエサを食べている間は必ず見守り、食べ終わったらすぐにエサを片付けます。公園猫の排泄物の掃除とともに、エサやりをしている場所の周辺も清掃しています。

活動へのご理解をお願いします。

- 猫の繁殖力は非常に旺盛です!
- 猫サポーターの活動による『猫の適正管理』がなければ、確実に猫の数が増えていき、地域における猫の問題も増える事が見込まれます。

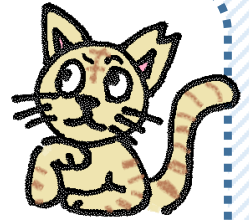


1ペア(2匹)が

8カ月で約25匹!



公園猫適正管理推進サポーター制度 Q&A



Q. なぜ、エサを与える必要があるのですか？

- 繁殖を防ぐために猫に不妊去勢手術を施す必要があります。しかし、猫は警戒心が強く、手術のための捕獲を行うには、猫を慣らしていくことが必要です。エサを与えることはそのために有効な手段になります。
- 猫にきちんとエサを与えることにより、お腹を空かせて近隣のごみを漁るなどのトラブルを防ぐ効果も見込めます。毎日決まった場所でのエサやりは、公園猫にエサやりの場所へ集まる習慣をつけることになり、猫の数や状態の把握等の適正管理にもつながります。

写真の猫たちは、当初、あちこちに放置されたエサをもらって、時にはエサの奪い合いをしていた猫たちでした。

サポーターが適正にエサを与えるようになると、決まった時間に並んで待つようになり、手術や保護が容易となりました。このような例は少なくありません。

エサの放置をせず、猫の状態を見守りながらエサやりを行い、きちんと後始末をすることが、公園環境を維持する上でも猫にとっても、よい結果につながります。



(写真提供：公園猫適正管理推進サポーター)

Q. 猫の数を減らしたいのならば、捕まえてしまえばいいのではないのですか？

- 猫を捕獲することについての法的根拠が無く、駆除の目的で捕獲することは「動物の愛護及び管理に関する法律」に違反する可能性があります。
- また、外飼いされている猫もたくさんいます。誤って、飼い主のいる猫を捕まえてしまうと、民法や刑法などの法律上の問題となるおそれがあります。

Q. 猫サポーターが活動すれば、すぐに公園から猫がいなくなるのですか？

- この活動は、不妊去勢手術を受けた猫（一代限りとなった命）を見守りながら、徐々にその数を減らしていくものです。活動を始めてから公園猫が減ってきたという成果を実感できるようになるまでには長い時間がかかります。外で暮らす猫は寿命が短いと言われていますが、長生きする猫もあり、必ず数年で活動が終わるとは言えません。

動物の遺棄・虐待は犯罪です！

動物を捨てたり、虐待すると法律により罰せられます。

愛護動物を殺傷した場合、5年以下の懲役または500万円以下の罰金

愛護動物を遺棄・虐待した場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金

(動物の愛護及び管理に関する法律)

遺棄・虐待を発見した場合は、遺棄・虐待事件として、

直ちに公園事務所および警察に通報をお願いいたします。

公園猫サポーター制度についての相談やお問い合わせは、各公園事務所へご連絡ください。

公園事務所	住所	管轄区
鶴見緑地公園事務所 電話番号 6912-0650	鶴見区緑地公園 2-163 (鶴見緑地内)	都島区・旭区・城東区・鶴見区
真田山公園事務所 電話番号 6761-1770	天王寺区真田山町 5-70 (真田山公園内)	天王寺区・東成区・生野区
大阪城公園事務所 電話番号 6941-1144	中央区大阪城 3-11 (大阪城公園内)	西区・中央区・浪速区
八幡屋公園事務所 電話番号 6571-0552	港区田中 3-1 (八幡屋公園内)	港区・大正区・西成区
長居公園事務所 電話番号 6691-7200	東住吉区长居公園 1-1 (長居公園内)	阿倍野区・住之江区・住吉区 東住吉区・平野区
扇町公園事務所 電話番号 6312-8121	北区扇町 1-1-21 (扇町公園内)	北区・福島区・此花区
十三公園事務所 電話番号 6309-0008	淀川区十三元今里 1-1-41 (十三公園内)	西淀川区・淀川区・東淀川区